令和８年１１月６日

財務大臣　片山　さつき　様

埼玉県知事　大野　元裕

医療・介護・福祉分野における人材確保と安定運営確保の推進等に係る要望

埼玉県政の推進につきましては、日頃から格別の御支援と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

本県が抱える課題に関する下記の要望事項について、特段の御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

１　医療・介護・福祉分野における人材確保と安定運営確保の推進

(1) 現状・課題等

医療・介護・福祉分野では、物価高騰や人件費上昇に対し、収入の大部分を占める介護報酬等が公定価格であるため、利用者に負担を転嫁することが難しく、経営悪化と人材不足が同時進行で深刻化しているという共通課題が顕著である。

＜医療分野における現状と課題＞

まず、医療分野においては、令和８年度診療報酬改定において本体部分が３０年ぶりの規模のプラス改定となったことに加え、物価の更なる上昇を見据えた年度ごとの改定率や見通しから大きく変動した場合の調整が定められたが、物価の急激な高騰により医療機関等の経営に支障が生じた場合の年度途中での対応については明らかにされていない。

また、昨今の物価高騰によって医療機関等の消費税負担が増加していることから、診療報酬における補填が不十分な控除対象外消費税について税制上の措置を含めた抜本的な対応を行うことが望ましいと考えられる。

さらに、人口減少等に伴い看護師等の医療人材の不足が深刻である中、その確保・定着を図るため、診療報酬において業務内容や責任の重さに見

合った適正な評価を行うことが求められる。

＜介護分野における現状と課題＞

介護職員・介護支援専門員の給与水準は全産業平均に比べ依然低い状態である。

令和８年度の「経済財政運営と改革の基本方針」に「賃上げの状況や事業者の経営状況等を把握した上で、物価の変動に適切に対応するとともに、他職種と遜色のない処遇改善の実現を図る」ことが明記された趣旨を踏まえ、令和９年度介護報酬改定において適切な処置を講じる必要がある。

介護報酬の地域区分においては、令和６年度から新たな特例が設定され、東京都特別区と隣接する市において一定の引上げが可能になったが、依然として級地差が大きい市がある。加えて、令和６年の人事院勧告による国家公務員の地域手当の区分が適用された場合、現在よりも級地差が拡大してしまうことから、地域区分を国家公務員の地域手当に準拠して設定するのではなく、例えば、介護従事者の流出の状況に合わせて報酬も調整できるよう、抜本的に制度を見直す必要がある。

また、昨今の物価上昇の影響により、多くの介護サービス事業所が厳しい経営環境に置かれている。中でも、令和６年度の介護報酬改定で基本報酬が減額された訪問介護事業所や、中山間地域の事業所などが安定的な経営が継続できるよう、令和９年度の介護報酬改定において適切な見直しを行う必要がある。

＜福祉分野における現状と課題＞

少子・高齢化の進展に伴い、他産業に比べ給与額が低い福祉業界では人材の確保がますます厳しい状況となっている。障害児者施設・事業所において、人材確保・定着は喫緊の課題である。

＜保育士の人材確保と処遇改善における現状と課題＞

本県では保育士の確保が喫緊の課題となっているが、埼玉県の保育士の給与水準が近隣都県と比較して低く、保育人材の確保に大きな支障をきたしている。

これは、保育の公定価格の地域区分が地域の実情を十分に反映しない形で、東京都の自治体と隣接する県内市との間で大きな差が生じているため

であり、格差の解消が求められている。特に、保育士が東京都に流出する一方で、東京都で勤務する県民は子供たちを県内の近隣で預けるニーズが高く、その結果、待機児童が生じる等、制度の悪弊による影響も出ている。

そのような中、令和６年人事院勧告の内容が、保育の公定価格における地域区分及び支給割合にそのまま適用された場合、東京都の自治体との間でこれまで以上に格差が拡大又は支給割合が逆転することとなる。

また、令和８年８月に開催された第１５回子ども・子育て支援等分科会において、「令和６年人事院勧告における地域手当の率に準拠しつつ、新たな補正ルールを設ける方向性は維持」という国の方針が示されているが、国家公務員の地域手当に準拠する限りにおいては地域の実情は反映できず、それをベースに補正をかけたとしても、現状の地域区分の差が埋まるとは到底考えられない。

保育人材の確保を図るためには、処遇の改善が重要であり、国による税源偏在の是正とともに、国家公務員の地域手当に準拠しない設定とすべきで、保育士給与の原資となる公定価格を適切な水準に設定することが必要である。

(2) 要望項目

＜医療分野における要望項目＞

令和８年度診療報酬改定は、本体部分で３０年ぶりの規模のプラス改定となったが、今後の物価等の社会経済情勢により医療機関等の経営に支障が生じた場合には、年度途中の臨時的な措置も含め、必要な調整を図ること。

診療報酬における補填が不十分な控除対象外消費税について税制上の措置を含めた抜本的な対応を行うこと。

看護師等の医療人材の不足が深刻である中、その確保・定着を図るため、診療報酬において業務内容や責任の重さに見合った適正な評価を行うこと。

＜介護分野における要望項目＞

介護職員の確保・定着を促進する施策を継続できるよう令和９年度以降も必要な財政的措置を引き続き図ること。

他業種との賃金格差を解消するため、介護現場で働く全ての職員の給与

を大幅に引き上げるとともに、高い専門性を有する職員がその評価にふさわしい賃金を得られるよう令和９年度介護報酬改定において適切な介護報酬とすること。

また、介護職員が各地域において安定的に確保されるように、介護報酬の地域区分を定めること。地域区分の見直しに当たっては、国家公務員の地域手当に準拠するという考え方から脱却し、地方公共団体と丁寧に議論をするとともに、通勤や経済活動等の圏域を考慮した区分や補正を設定するなど、地域の実情を適切に反映したものとすること。

さらに、介護サービス事業者の安定的な運営が確保できるよう、食材費や燃料費をはじめとした物価上昇など社会経済情勢の変化に対応した介護報酬の適切な見直しを行うこと。

訪問介護など令和６年度の介護報酬改定で基本報酬が減額されたサービス種別について、事業者の経営実態を正確に把握し、令和９年度の介護報酬改定において適切な措置を講じること。

＜福祉分野における要望項目＞

障害児者施設・事業所の人材確保・定着を図るため、介護職員と同等に国の施策の充実を図ること。

他業種との賃金格差を解消するため、現場で働く全ての職員の給与を大幅に引き上げることができるよう、処遇改善の充実を図ること。また、高い専門性を有する職員がその評価にふさわしい賃金を得られるような仕組みとすること。

＜保育士の人材確保と処遇改善における要望項目＞

税源偏在の適正な是正がなされることはもとより、保育士給与の原資となる公定価格を適切な水準に設定すること。

また、保育の公定価格における地域区分の見直しに当たっては、国家公務員の地域手当に準拠するという考え方から脱却し、流出保育人材の状況に応じて公定価格を変動させる等、抜本的な制度のありかたを検討すること。

その検討に当たっては、一般的には自宅近くの保育所等にこどもを預けるため、東京への保育士の流出に伴い特に県南の市では保育需要が高まっ

ていることなど、地域の実情を踏まえ、地方公共団体と丁寧に議論をするとともに、その意見を反映させること。

あるいは、東京都の自治体との格差及び各地域の実情からの乖離が拡大しないよう、以下に挙げる事項を考慮するなど、地域の実情を十分に反映し、現在の水準を超える設定にすること。

① 住民の県外就業率が高い地域については、就業先の地域区分及び支給割合との均衡や居住地の平均所得を考慮

② 保育の運営に当たっては、不動産の賃借料等も含まれることから、不動産公示価格を考慮

③ 都道府県を超えた広域的な区分を考慮

2 回収不可能となった飲食店向け協力金の返還免除及び債権管理に係る財政措置について

⑴ 現状・課題等

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した飲食店向け協力金については、国から手続きの簡素化を図り、迅速性を優先させるよう求められたこともあり、多くの不正受給等が発生している。

本県は、交付要件を満たしていないことが判明した事業者に対する返還請求事務を令和４年度から行っているが、債務者の中には、所在不明者や破産により、返還の目途が立たない者もおり、時効が令和９年度からと近接している債権が生じている。

また、債務者に対する住所確認や督促、現地訪問など、債権管理に人・予算両面でコストを要している。

⑵ 要望項目

回収不可能となった協力金については、政府が主導して迅速性を優先させるよう当初より求めてきたことに鑑み、自治体に押し付けることなく、補助金等に関する予算の執行の適正化に関する法律を弾力的に運用し、返還を免除すること。

また、将来にわたる債権管理等の関係事務に要する費用については、国の責任において財政措置を講じること。

３　八潮市内で発生した道路陥没事故を踏まえた下水道施設に対する財政的支援及び技術的支援の拡充

(1)　現状・課題等

令和７年１月２８日に埼玉県八潮市内で発生した道路陥没事故を踏まえ、引き続き、下水道施設のレジリエンスを強化する対策を行うとともに、全国的な道路陥没事故の未然防止対策を推進し、国土強靱化の実現を図る必要がある。

こうした中、事故発生時に多数の地域住民に重大な影響を及ぼす管路の改築・更新等に対する財政措置が拡充されたが、事故の発生を未然に防ぐため、今後も下水道に対する国の財政的支援の継続・拡充を図るべきである。

また、流量が大きく水位を下げることが困難な大口径管の点検・調査や改築・更新における有効な手法は確立されていない中、大量のインフラが更新時期を迎えることが社会的な課題となっている。こうした課題を抱える中で、実際に重大な事案が発生したことから、現状の耐用年数や維持管理基準に加え、大規模災害発生時に復旧工事や下水道システムの維持に莫大な費用や労力を要する流域下水道の在り方などについても、検証していく必要がある。

さらに、今回のような大規模な事故時の対応に要する費用や下水道施設の長期に亘る巨額更新費用の負担の在り方について整理がされるまでは、水の官民連携、いわゆるウォーターＰＰＰの導入は慎重であるべきであるにもかかわらず、令和９年度以降はウォーターＰＰＰの導入決定が汚水管の改築に係る国費支援を得るための要件とされているところ、この要件については見直されるべきである。

(2) 要望項目

下水道管路の老朽化に起因する道路陥没事故の未然防止のための改築・更新やリダンダンシーの確保策については国の責任で財政措置を行うなど、第１次国土強靱化実施中期計画に位置付けられた下水道の強靱化対策に必要な財政的支援の継続及び更なる拡充を図るとともに着実な推進に必要な予算を確保すること。

流量が大きく、水位を下げることが困難な大口径管の点検・調査や改築・更新における有効な手法の確立など、強靱で持続可能な下水道システムの構築に向けて、国として具体的な制度改正やレジリエンスを強化するための技術的支援を行うこと。

また、大規模災害発生時に復旧工事や下水道システムの維持に莫大な費用や労力を要する流域下水道の在り方についても、検討を進めること。

多額な経費が見込まれる更新費用を受益者負担とすることの是非など下水道施設の更新費用に係る負担の在り方や、今回のような事故の対応に要する費用負担の在り方について、国民的な議論を通じ整理すること。

下水道施設の更新費用等の負担の在り方が確立するまでは、下水道に対する国の財政的支援については、水の官民連携（ウォーターＰＰＰ）の導入を前提条件としない制度設計に再考すること。

４　税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築

⑴　現状・課題等

自治体間の財政力格差については、東京都の地方交付税の算定における財源超過額が過去最大の約２．２兆円にまで拡大しており、東京都は、その巨額な財源を基に、都民への給付施策を続々と打ち出しており、こども施策をはじめとした様々な施策においても、周辺自治体との地域間格差が看過し得ない水準にまで拡大している。

その主たる原因は東京都への税源偏在による税収の集中にあり、Ｅコマースやキャッシュレス決済の進展など経済社会構造の変化に伴い、東京都以外での経済活動によって生じる税収が本社所在の東京都に流れ込む状況がさらに進んでいる。

この状況を放置すると、地域間の不公平な格差はより一層拡大していくことから、税源の偏在是正措置は、まさに待ったなしの状況にある。

⑵　要望項目

税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築に向け、「経済財政運営と改革の基本方針２０２６」のとおり、令和８年度与党税制改正大綱に示された具体的な取組について、早急かつ確実に検討を進めること。

特に、偏在度の高い地方法人課税について、特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律附則第９条に基づき、特別法人事業税・譲与税制度を拡充することなどにより、早急かつ確実に偏在是正措置を講ずること。

この偏在是正を実効性のあるものとするため、是正により生ずる交付団体の財源については、現在国と地方で協議している飲食料品消費税率の臨時的な引下げ及び就業者負担軽減支援金に係る地方負担分と相殺しないこと。

なお、法人の経済活動の実態以上に本社所在地に地方法人課税の税収が集中する状況が生じていることから、地域における経済活動を反映し、それぞれの地域の税収となるよう、例えば人口割で法人関係税を配分する等、税体系を再構築すること。

５　飲食料品消費税率の臨時的な引下げ及び就業者負担軽減支援金の導入について

⑴　現状・課題等

９月１５日に「飲食料品消費税率の臨時的な引下げ及び就業者負担軽減支援金の導入に関する大綱」が閣議決定された。

本制度は国が制度設計を行い、全国一律で実施する国策であることから、その実施に必要な費用は、本来であれば、国の責任で全額負担すべきものであるところ、８月１０日に開催された「国と地方の協議の場」において唐突に地方負担を求められた。

その後の協議において、地方からの意見を踏まえ、大綱において地方負担に対する目に見える形での交付税措置や一般財源総額の増額確保、事務執行を担う市町村に配慮した特別交付金などの財政措置が示されたことについては評価するところである。

他方で、政府においては、地方自治法に基づく国と地方の役割分担の原則を踏まえるとともに、国と地方が対等・協力の関係にあることを十分認識した上で、制度設計の初期段階から地方と十分に協議し、現場の実情を踏まえた、より実効性の高い政策の実現に取り組む必要がある。

⑵　要望項目

大綱案の内容で所要の手続きを進めることについて全国知事会として同意した際に、同意の大前提とした以下の三点について確実に実施すること。

① 事務負担については市町村の意見を十分反映し、その最小化を徹底すること

② 財政負担については地方負担に対応する財源を具体的に目に見える形で措置し、個別団体の財政運営に支障が生じないようにするとともに、消費税率の引下げによる地方財政への影響についても確実に対応すること

③ 更なる制度の具体化に向けて、国と地方の負担割合や、国と地方の役割分担の在り方その他円滑な制度の実施に必要な事項について、地方三団体との間で早期にスケジュールを共有し、十分な時間的余裕を確保した上で、丁寧に協議を行うこと

令和９年度の制度開始に向けて、費用の負担割合や詳細な事務内容等について速やかに協議を進めるとともに、国と地方の役割分担の在り方その他円滑な制度の実施に必要な事項については、「給付付き税額控除」のあるべき姿を見据えながら、国の役割を拡大する方向で、継続して丁寧に協議を行うこと。

６　消防広域化等に係る財政的支援について

(1) 現状・課題等

少子高齢化がより一層進むことを考えると、消防の広域化等は待ったなしの状況である。本県においても、消防指令センターの県内一元化を見据えた共同運用の具体的な検討を進めており、県内の多くの消防本部も全県的な消防指令センターの共同運用について検討の余地があると考えている。

一方、新たに独自の共同運用を実施する際に、地方債を財源として消防指令センター等を整備したばかりの消防本部は、その施設を利用しなくなる場合、除却費用や地方債の繰上償還に要する財源を確保する必要が生じる。

(2) 要望項目

「消防の広域化」及び「消防の連携協力（消防指令の共同運用等)」を更に推進するため、消防の広域化等を行っている自治体が、より広域的な取組に参加する場合、既に広域化等のために整備した消防指令センターに係る除却等に必要な費用について、財政的支援を講ずること。

7　クビアカツヤカミキリ防除事業への支援

(1)　現状・課題等

クビアカツヤカミキリ被害の拡大は速く、令和８年度には現在までに新たに６県でクビアカツヤカミキリが初確認され、被害が拡大してきている。国において抜本的かつ効果的な防除方法の研究・開発が急がれるところ、環境省による研究開発事業については令和１０年度まで時間を要することとされており、一層スピードを上げて進めることが必要である。

また、強い繁殖力や広範囲への飛散というクビアカツヤカミキリの特徴を踏まえると、県域を越えた防除を実施することが重要である。国は、２０３０年度を目途に被害地域の縮小への道筋をつけるとして、第２回クビアカツヤカミキリ対策本部（令和８年９月１１日）において「クビアカツヤカミキリ防除戦略」を決定した。防除に向け、具体的に動き出したことについては評価するが、防除戦略には、国と関係都府県との具体的な連携体制については言及がなく、また、対策本部における防除の進捗状況の点検も年１回程度に留まると考えられることから、国主導での一層の広域防除実施体制の構築が必要である。

さらに、被害発生地域の各都府県では、防除にかかる経費を補助するなど独自の支援策を講じているが、都府県単位の防除では、十分といえない。環境省令和９年度概算要求額は、本県はじめ被害発生地域の各都府県における対策予算の計上額を踏まえると不十分であり、農業や観光資源、天然記念物を含む地域の景観や、公園、街路樹、学校を含めた行政施設など、複数の行政分野について一元的に、クビアカツヤカミキリ対策に対象を絞った十分かつ継続的な予算を確保し、被害発生地域での対策に集中的かつ広域的に投下していく必要がある。

(2) 要望項目

クビアカツヤカミキリによる被害拡大の抑制には、被害木への農薬散布や注入、伐採といった従来の防除方法は対症療法的であり、国において、普及性が高くより効果的な防除方法の研究・開発を更に加速し、その成果については試行的にでも速やかに普及させること。特に経済的被害の大きい果樹については、できるだけ早い防除方法の確立に向け、研究・開発を強く進めること。

クビアカツヤカミキリは、繁殖力が強い上、広範囲に飛散し、観光業や農産物に甚大な被害を及ぼすおそれがあるなど、都府県単位での対策には限界があることから、防除戦略の目標である２０３０年度を目途に被害地域の縮小へ道筋をつけるために、被害発生地域においては、国においても必要な調査及び防除を実施すること。

また、ＧＩＳデータの活用等による被害発生箇所や防除履歴の一覧化など、県域を越えた被害情報共有データベースの構築を行うとともに、国から都府県及び市町村への速やかな調査・防除状況の共有を含め、国が主導的に早期発見・早期防除に向けた対策を講じ、県域を越えた広域防除実施体制を速やかに構築すること。

防除を実施する地方公共団体や農業者等への財政支援策を拡充するとともに、計画的・継続的な防除を実施できるよう、現在の３年間を限度とする補助制度について見直しを行い、期限を区切ることなく、クビアカツヤカミキリ被害が終息するまで支援を継続すること。特に、クビアカツヤカミキリ対策に特化した予算を十分確保し、早期発見・早期防除に対し集中的かつ広域的な対策を進めること。また、私有地においても確実な防除が行われるよう、地方公共団体による立入調査・防除や所有者不明地等への対応に必要な制度整備及び財政支援を確実に行うこと。

クビアカツヤカミキリ被害は、農業や観光資源、天然記念物を含む地域の景観や、公園、街路樹、学校を含めた行政施設など、複数の行政分野に及ぶことから、クビアカツヤカミキリ対策本部等により、今回決定した防除戦略についても適宜見直しながら、防除に対する財政支援制度の統合や予算の一元化を含め、関係省庁の垣根を越えて、オールジャパンで着実に

取り組むこと。

８　埼玉高速鉄道線（地下鉄７号線）延伸の早期実現に向けた支援について

⑴　現状・課題等

平成２８年４月の交通政策審議会第１９８号答申において、埼玉高速鉄道線（地下鉄７号線）延伸（浦和美園～岩槻～蓮田）については、地域の成長に応じた鉄道ネットワークの充実に資するプロジェクトに位置付けられ、「埼玉県東部と都心部とのアクセス利便性の向上を期待」とする意義が示された。

先行整備区間である浦和美園から岩槻までの延伸については、都心部への速達性・利便性の向上や鉄道空白地域の解消など「東京圏の鉄道ネットワーク強化」や「災害時等の代替路線機能の充実」に大きな効果がある。

そのような中、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の試算結果において、Ｂ／Ｃが１．２、収支採算性は２７年との結果になったことなどから、埼玉県及びさいたま市では、令和８年３月に都市鉄道等利便増進法に基づく鉄道事業者への事業実施要請を行い、令和８年６月に独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構及び埼玉高速鉄道株式会社から回答を受領した。

このような状況を踏まえ、埼玉県及びさいたま市では、令和８年度から環境影響評価や都市計画決定に向けた手続きに着手しており、速やかな国庫補助事業化が望まれる。事業の推進に当たっては、国の支援が必要不可欠であるため、国の一層の支援を要望するものである。

⑵　要望項目

埼玉高速鉄道線（地下鉄７号線）延伸（浦和美園～岩槻）について、令和９年度に国庫補助事業化すること。

鉄道事業者による整備構想、営業構想の申請が速やかに行われ、事業を円滑に推進できるよう、予算の安定的な確保及び現実的な支援スキームを確立すること。

９　核都市広域幹線道路の事業の具体化について

⑴　　現状・課題等

圏央道以南地域においては、東京外かく環状道路、国道１６号、国道４６３号、国道２９８号等、東西方向の幹線道路において交通容量不足に伴い、走行速度が著しく低下している。広域的な環状道路を形成し、多重性・代替性のある核都市広域幹線道路の早期事業化はこれらの問題の解決に不可欠である。また、さいたま市と連携して推進している地下鉄７号線延伸計画との相乗効果を最大限に発揮させるため、これらを同時期に実施されることが重要である。

⑵　要望項目

今年度から環境アセスメントを開始する地下鉄７号線延伸と同時期に事業化するよう早期にルート帯を示し、計画の具体化を図ること。

10　流域治水対策の強化

⑴　現状・課題等

近年、「令和８年８月千葉豪雨」など各地で猛烈な短時間集中豪雨や線状降水帯による大雨が発生していることも踏まえ、従来の河川整備や雨水対策を加速させるとともに、新たな取組を進めて行く必要がある。

【直轄等】

令和元年東日本台風では、利根川の水位が天端まで約１ｍの高さまで水位が上昇するなど切迫した状況となった。このため、気候変動の影響を踏まえた河川整備を進めることが重要であり、本県の治水対策においては、直轄河川事業による治水安全度の向上が非常に重要であることから、主要な直轄事業の加速化が必要である。

令和５年６月の大雨で大きな浸水被害が発生した県東部地域では、流域全体で「ためる」対策を進めるとともに、洪水を確実に「ながす」ための対策強化が不可欠であることから、「中川・綾瀬川緊急流域治水プロジェクト」に位置付けられた中川と江戸川をつなぐ新規放水路の早期実現が必要である。

【県管理】

令和元年及び令和５年の大雨により、県内で甚大な浸水被害が発生したことから、中川・綾瀬川流域や入間川流域において実施している個別補助事業などをより強力に推進していく必要がある。

国や県による河川整備等のハード整備だけでなく、市町が実施する内水対策への取組、更にソフト対策を組み合わせた総合的かつ多層的な流域治水を強力に推進していく必要がある。

【新たな制度の創設】

流域のあらゆる関係者が協働して取り組む「流域治水」の取組の一つとして、「田んぼダム」や「校庭貯留」などの地域で「ためる」対策が注目されており、 県内においても行田市等で田んぼダムに取り組んでいるところである。このような取組を広げていくためには、貯留施設の整備や貯留が終わった後の復旧等に対し、恩恵を受ける流域の自治体が支援（費用負担）する新たな制度の創設が必要である。

⑵　要望項目

【直轄等】

利根川の更なる治水安全度向上に向けて、河道対策と上流部対策を含めた「令和の大改修」を強力に推進すること。

荒川第二・三調節池事業や越辺川、都幾川の遊水地の整備を引き続き強力に推進していくこと。

新河岸川流域から荒川へ排水する南畑排水機場の増強について早期整備を図ること。

「中川・綾瀬川緊急流域治水プロジェクト」に位置付けられている中川から江戸川への放水路整備の早期着手を図ること。

【県管理】

国、県、関係市町が連携し推進している「中川・綾瀬川緊急流域治水プロジェクト」や個別補助事業などの流域治水対策の実施に必要な財源・予算を確保すること。

【新たな制度の創設】

田んぼダム等の貯留機能を保全する取組に対して、流域（特に下流域）の自治体が支援を行うなどの、特定都市河川流域内の自治体連携に関す

る制度を創設すること。

11　幹線道路網の強化

⑴　現状・課題等

本県内の直轄国道等では、未整備区間が数多く残されており、国道１７号や国道４号などにおいて慢性的な激しい渋滞が発生している。

圏央道沿線地域を中心とした物流の活発化等に伴い増大する交通需要への対応のためには、圏央道から都心方面へのアクセス強化は必要不可欠である。

地域経済の活性化や防災上の観点からも、新大宮上尾道路や東埼玉道路、本庄道路など本県の直轄国道未整備区間の一日も早い完成が必要である。このうち、今年度新規事業化した深谷バイパスの西別府交差点について整備推進が必要である。また、上武道路は、群馬県側の４車線化が完了しており、残る県内の暫定２車線区間について、早期４車線化整備が必要である。さらに、これらの事業効果が最大限発現するよう、アクセス道路の整備が必要である。

直轄国道のうち高規格道路（自動車専用部）の整備にあたっては、事業のスピードアップ及び地元負担軽減を図るため有料道路事業の比率を引き上げて積極的に活用する必要がある。加えて踏切により発生する渋滞を解消し、円滑な交通を確保するために、春日部市及び東武鉄道株式会社と連携して取り組む「東武鉄道伊勢崎線・野田線連続立体交差事業」に対する国の重点的な支援が必要である。

⑵　要望項目

首都圏の広域的な幹線道路網の強化・充実のため、新大宮上尾道路、東埼玉道路、本庄道路、深谷バイパスなど本県の直轄国道等における事業中区間の整備の推進を図ること。

さらに、暫定２車線区間である深谷バイパスの残区間の４車線化の早期事業化や上武道路の新上武大橋を早期に着手すること。

自動車専用部の整備にあたり有料道路事業費の比率を引き上げて積極的な活用を図ること。

重要物流道路である国道２５４号和光富士見バイパスの整備や、東武鉄道伊勢崎線・野田線連続立体交差事業等について、個別補助事業等として重点的な支援をすること。

12　統合的な地下インフラ管理体制の早期確立に向けた新たな道路占用関連システムの導入促進について

⑴　現状・課題等

令和７年１月２８日に埼玉県八潮市内で発生した陥没事故現場の路面下には、流域下水道管のほかにもガス、通信、八潮市上下水道など多種多様な地下インフラが輻輳して埋設されており、事故発生当初から迅速に共有する体制構築の重要性を改めて認識したところである。

同種・類似の事故の発生を未然に防ぐため、国土交通省では、令和７年２月２１日に「下水道等に起因する大規模な道路陥没事故を踏まえた対策検討委員会」を設置し、今後の地下管路の施設管理の在り方など、専門的見地からの検討を進めている。令和７年５月２８日に公表された第２次提言では、様々な地下インフラ情報のデジタル化、これらを統合化する仕組みの必要性が示されている。

流域下水道施設を始め、地方自治体は老朽化した地下インフラを多く抱えており、その維持管理や更新は、全国共通の課題である。

現行の道路管理システムは一部地域での利用に限られていることや、一部の手続きのみしかオンライン上でできない等の課題があり、現在、国では全国統一型の新たな道路占用関連システムの運用開始に向けて取り組まれている。

今後の地下インフラの維持管理の高度化につなげるためには、行政境を越えて全ての道路管理者や占用者が本システムを導入し、データを共有することが重要である。

本県は、事故発生県として、全国に先駆けて道路占用関連システムを活用して地下インフラのデータベース化に取り組んでまいりたい。

このためには、システムを利用しやすくする仕組みづくりが極めて重要である。

ついては、地下インフラのデータベース化・統合化に向けた本システムの導入を促進し、実効性の高いものとするため、次の事項について特段の措置を講じられたい。

⑵　要望項目

新たな道路占用関連システムについては、道路管理者や占用者が管理する地下インフラデータの収集、電子化が促進されるよう本システムの普及啓発に取り組むこと。

地下インフラの新設・更新等に伴うシステムのデータ更新において、道路管理者や占用者への技術的・財政的支援を行うこと。

３次元データによる管理も見据え、引き続きシステムの充実に向けた検討を進めること。

13　社会資本整備予算の安定的な確保

⑴　現状・課題等

激甚化する風水害、切迫する大規模地震等への対策、予防保全型インフラメンテナンスへの転換に向けた老朽化対策など、国土強靭化に向けた取組の着実な推進に向けて、第１次国土強靭化実施中期計画に基づく国の継続した財政措置が不可欠である。

⑵　要望項目

第１次国土強靭化実施中期計画に基づき、継続的・安定的に国土強靭化の取組を進めるため、中東情勢の影響等による資材価格や人件費の高騰の影響を適切に反映し、必要な財源を通常予算とは別枠で確保し、配分すること。また、経済対策として補正予算において措置されている当該予算が当初予算へ移行した場合においても、地方負担を増加させないようにすること。

社会資本整備予算について、計画的な事業執行のため、本県が実施する道路や河川の整備、都市公園の整備、災害に強い市街地の形成に必要な財源を、当初予算において安定的に確保することも含め、配分すること。

14　大宮スーパー・ボールパーク構想の推進に対する支援

⑴　現状・課題等

大宮スーパー・ボールパーク構想は県営大宮公園の競技場が集まったエリアを中心に、「試合がある日もない日も楽しめる公園」をコンセプトとして再整備し、大宮のまち、埼玉県の良さを多くの人に知ってもらい、県外からも埼玉県を訪れていただくことを目指している。

令和７年９月に、整備に当たってのコンセプトなどを示す大宮スーパー・ボールパーク基本計画を策定した。

大宮のまちは大宮駅をはじめとする、東日本各都市のヒト・モノ・情報の相互交流・連携の要となる東日本の玄関口、交流拠点である。

大宮駅周辺地域戦略ビジョンでは大宮公園が氷川参道歴史文化軸に位置付けられており、大宮のまちづくりにおいても重要である。

こういった東日本の玄関口である交流拠点づくりを行うことから、道路や地域交通などの広域的な視点、また野球場やサッカー場、多目的競技場といった複数の集客・賑わい施設の再整備について、官民連携による整備などを検討しており、国の技術的支援が必要である。

また、今後、事業の本格化に伴い、多額の費用を要することから国の財政的支援が必要不可欠である。

⑵　要望項目

大宮スーパー・ボールパーク構想を実現するため事業の進捗に応じた技術的、財政的な支援を行うこと。

15　保育料の完全無償化の早期実現

⑴　現状・課題等

国は、令和元年１０月に３歳から５歳までの保育料が無償化をしたが、０歳から２歳については無償化していない。本県に隣接する東京都では、独自に０歳から２歳の保育料を無償化していることから、県民から保育料の負担軽減を求める声が強くなっている。

保育料の無償化は、全国どこに居住していても同様のニーズがあるが、一部の自治体においては、独自の保育料補助事業を実施しており、地域ご

とに差が生じている。

こども基本法第１２条において、「国は、こども施策に係る支援が、居住する地域等にかかわらず行われるようにするため、必要な措置を講ずる」こととされている。また、同法第１６条で、「政府は、こども大綱の定めるところにより、こども施策の幅広い展開その他のこども施策の一層の充実を図るとともに、その実施に必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めなければならない」と規定されている。

保育料の無償化は、ナショナルミニマムとして国の財源と責任において実施するべきものと考える。

⑵ 要望項目

誰もが良質な保育等サービスを受けられるよう、０～２歳児の保育料の完全無償化を早期に実現すること。

16　高校無償化に伴う高校教育の持続可能な制度設計の推進

⑴ 現状・課題等

高等学校授業料の実質無償化により、多くの生徒にとって私立高校への進学が大きな選択肢となる中、引き続き地域の公立高校が教育基盤としてその責務を果たすとともに、少子高齢化や産業構造の変化を踏まえた高校教育改革を実現していく必要がある。

国は、令和８年２月に「高校教育改革に関する基本方針」（グランドデザイン）を公表し、公立高校における地域の実情に応じた創意工夫ある取組に対して支援を実施することとした。さらに、公立高校等への支援の拡充を図るため、令和９年度以降の「高等学校教育改革交付金（仮称）」等による新たな財政支援の仕組みの構築に先立ち、改革先導拠点を創出する取組に対し、都道府県に造成する基金等により支援を実施しているところである。

一方、当基金を活用した「産業イノベーション人材育成等に資する高等学校教育改革促進事業」については、大規模な施設整備や設備更新を予定する中、３年間の事業期間では十分な事業効果を得られないおそれがある。

また、令和９年度以降の「高等学校教育改革交付金（仮称）」等の新たな

財政支援の仕組みについて詳細が示されていない。

⑵ 要望項目

「産業イノベーション人材育成等に資する高等学校教育改革促進事業」については、施設・設備の整備状況に応じて、事業期間の延長ができるようにすること。

令和９年度以降の「高等学校教育改革交付金（仮称）」等の新たな財政支援については、教育改革に伴う施設整備も含めて柔軟に対応できる仕組みとするとともに、既存の教育財源を原資とせず、地方に負担を求めない全額交付とすること。また、高校教育改革に関する基本方針（グランドデザイン）を踏まえ、都道府県が策定する「高等学校教育改革実行計画」を着実に実現できるよう長期的な支援を行うこと。